

|               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| 元陳情<br>第19号   | 新宿区におけるヘイトスピーチ対策のさらなる検討を求める陳情        |
| 付託委員会         | 総務区民委員会                              |
| 受理及び付託<br>年月日 | 令和元年9月11日受理、令和元年9月20日付託              |
| 陳情者           | 新宿区四谷—————<br>—————<br>代表 ————— 外59名 |

## (要旨)

新宿区は、「公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準」に続き、ヘイトスピーチ解消条例を制定するなどさらなる総合的な対策を検討してください。

## (理由)

1 ヘイトスピーチは、不当に差別と敵愾心を助長し、それが向けられた国または地域の出身者またはその子孫に多大な苦痛を与えるとともに、地域社会を分断するもので、こうした不当な差別的言動を解消していくべく、ヘイトスピーチ解消法(以下「法」といいます。)が2016年6月3日から施行されました。

同法は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消」を『喫緊の課題』とし(第1条)、第4条2項では、「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」としています。

2 新宿区では、川崎市と並んで数多くのヘイトスピーチデモがおこなわれていましたが、今般、「公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準」が設けられたことは、同法に沿った措置が新宿区でもとられたことになり、歓迎できます。

3 ただ、同措置では、公の施設の利用制限の要件として、ヘイトスピーチがおこなわれる蓋然性が高いこと(言動要件)のほかに、ヘイトスピーチに起因して発生する紛争等により、施設の安全な管理に支障が生じる状態が予測されること(迷惑要件)、が要求されています。ヘイトスピーチはそれがおこなわれること自体で地域社会に分断を生むものであり、迷惑要件を設けていることは、「ヘイトスピーチだが施設管理上は支障はない」として使用を許され、結果、ヘイトスピーチが助長されかねないと危惧します。

4 また、法4条2項は地方自治体に地域の実情に応じた措置を講じることを求め、法5条2項は相談体制の整備を、同法6条2項は教育の実施等を、法7条2項は啓発活

動等を求めています。新宿区では、ヘイトスピーチ防止啓発チラシの作成と配布や、公共施設使用時にヘイトスピーチをしない旨を確認する等がおこなわれてきていますが、ヘイトスピーチの解消に向けては住民の理解が大事であり、いっそうの強化が必要と考えられます。

- 5 そこで、今回の措置に続き、たとえば京都市条例のように言動要件と迷惑要件の両方を必要とせず一方のみでよいとして、公の施設（特に公園のような開放的施設）を利用してヘイトスピーチがおこなわれることのないよう条例制定を含めた措置を講ずるとともに、ヘイトスピーチに関する教育・啓発等、ヘイトスピーチ解消に向けた総合的な対策をいっそう推進いただきたいと思います。

よって陳情の要旨のとおり、陳情いたします。